西条市農業委員会 令和3年度 第6回総会 議事録

- 1. 日 時 令和3年9月7日(火) 午後1時56分から午後2時24分
- 2. 場 所 東予総合支所 5階大会議室
- 3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
- 4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0% 推進委員 出席者 -名 欠席者 -名 出席率 -% ※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤茂

会長代理 12番 渡邊 敏昭

委員 1番 越智 一志 10番 長谷川孝師 19番 曽我 照一

2番 明比 典正 11番 栗田 房信 20番 越智 栄二

3番 徳増 靖記 13番 川上 義則 21番 越智 信仁

4番 一色 達夫 14番 山田 好一 22番 戸田 博明

5番 髙橋 豊重 15番 村上 繁敏 23番 真鍋 美鈴

6番 西原 昇 16番 武田 喜義 24番 髙橋 忠親

7番 髙木キクミ 17番 伊藤 健一

9番 井上 雅貴 18番 青野 武

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対 する意見の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主查 渡邉龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局

ただ今から、令和3年度 第6回西条市農業委員会 総会を 開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会 長

それでは、ただ今から、令和3年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

髙木キクミ委員、井上雅貴委員の両委員にお願いいたします。

今回、市議会の本会議の出席要請があり、渡邊職務代理が出席しています。まもなく到着する予定です。

出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議 は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邉、宇佐美の両君にお願いいたします。 それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

事務局の田口です。よろしくお願いします。

4ページをお願いいたします。

- 8 6 号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 87号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 88号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 89号は、○○の○○氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 90号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 24号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする再申請であります。なお本申請は、令和3年度第2回総会にて審議した案件ですが、売買対象地は農地として管理されており、問題なかったのですが、譲受人の〇〇氏が所有している畑に産業廃棄物の不法投棄が確認されたため、保留にしていましたが、令和3年8月16日に、担当委員3名による現地確認の結果、不法投棄は解消されていました。
- 91号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
- 92号は、○○の○○氏が、経営規模拡大のため、○○の○○氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、8件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

以上、8件でありますが、86号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員

- 86号、87号、88号 問題ありません。
- 89号 問題ありません。
- 90号、24号 問題ありません。
- 91号 問題ありません。
- 92号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、 以上8件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条及び農地法第5条関係

議長

次に、6ページ、議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両 者を一括議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

7ページをお願いします。

農地法第3条について、

第93号は、○○の○○が、○○の○○氏の農地について、区分地 上権を設定しようとする申請であります。

第94号は、○○の○○が、○○の○○氏の農地について、区分地 上権を設定しようとする申請であります。

農地法第5条について、

第79号は、○○の○○が、○○の○○氏から賃借権設定を受け、 営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分 の面積について、10年間(担い手が営農する場合)の一時転用をし ようとする申請でございます。

第80号は、○○の○○が、○○の○○氏から賃借権設定を受け、 営農型太陽光発電施設を設置しようとするものであり、設備の支柱分 の面積について、10年間(担い手が営農する場合)の一時転用をし ようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

両方とも営農型太陽光発電施設の案件です。

以上、4件でありますが、地元の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

地区委員

93号、94号、79号、80号 問題ありません。

議長

他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長しありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、9ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対 する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

10ページをお願いします。

8 号は、○○の○○氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請で ございます。

9号は、○○の○○氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

10号は、○○の○○氏が、倉庫を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、申請人が申請地の地目変更、建物の登記などを行お うとしていたところ、建物建築のために必要な農地法上の許可を得て いないことが判明しました。申請人からは、「十分な調査を行わず、 関係法令を十分に理解していなかったことが原因であるため、今後は 法令を十分調査するとともに関係者に確認します」との始末書が提出 されております。

以上3件、ご審議よろしくお願いします。

議 長 以上、3件でありますが、8号から順次ご意見を伺いたいと思いま すので、よろしくお願いします。

地区委員

8号 問題ありません。

9号 問題ありません。

10号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承

農地法第5条関係

議長

次に、11ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

- 12ページをお願いします。
- 69号は、○○の○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、レタスの水耕栽培の生産工場を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、譲渡人が湿田のため耕作できず、農地法の許可申請なく、平成10年頃から東側にある事務所への進入路として使用しておりました。譲渡人からは、「今後は農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

70号は、○○の○○氏外1名が、○○の○○氏から所有権移転を 受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

71号は、○○の○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、1 区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

72号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、 自己住宅を建設しようとする申請でございます。

73号は、○○の○○が、○○の○○氏外1名から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

7.4号は、○○の○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設に転用しようとする申請でございます。

75号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、 自己住宅を建設しようとする申請でございます。

7 6 号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

77号は、○○の○○氏外1名が、○○の○○氏から所有権移転を 受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

なお、本件は、譲渡人が令和元年頃に、申請地を整地したうえで家 庭菜園、来訪者の駐車場に利用しておりました。譲渡人からは、「以 後このようなことがないように注意し、農地法の手続きを遵守いたし ます」との始末書が提出されております。

78号は、○○の○○氏が、○○の○○氏から所有権移転を受け、 自己住宅を建設しようとする申請でございます。

81号は、○○の○○が、○○の○○氏から所有権移転を受け、太

陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。 以上11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長以上、11件でありますが、69号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員

69号 問題ありません。

70号、71号、72号、73号 問題ありません。

74号 問題ありません。

75号 問題ありません。

76号、77号 問題ありません。

78号 問題ありません。

81号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長しありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり 承認することとし、知事に進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議長

次に、15ページ、議案第5号、農地法第5条にかかる転用事業計画に対する意見の決定についてを議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

16ページをお願いします。

4号、5号は、○○の○○が、

ホテル等 3棟建設するものとして平成30年1月の総会にてご 審議いただき、進達・許可された案件でありますが、令和元年8月の 総会にて事業計画の見直しにより、当初の計画にはなかった建築物の 設計等が整ったことから変更承認を受けました。

令和2年9月の総会で、2回目の事業計画の見直しがあり、各施設の建築費用に係る資金を金融機関から借り入れるに当たり、その融資返済に対する担保・保証の確実性を向上させるため、新たに設立した

運営会社に各施設を運営委託するとともに、各施設の機能補完を目的 とした駐輪場などの付属建物を建築するため、変更承認を受けました。

今回、3回目の事業計画の見直しであり、ホテルの構造上建築確認において、ホテルの棟数を1棟から2棟に分ける必要があり、また、新型コロナウイルスの影響により、温泉施設等の建設を凍結するため、変更承認を受けようとするものです。

以上2件、ご審議よろしくお願いします。

議 長 以上2件でありますが、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 4号、5号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、19ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 21ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書22ページから28ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、37件、面積は、11万7, 531.71㎡となっております。そのうち、所有権移転 は、5件、面積は、1万7, 600㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。 委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、 原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、28ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年7月16日から、令和3年8月13日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を12件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地バンク農地登録1件 受理いたしました。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

戸田委員 128号については、先日貸人が亡くなったところであるが、合意 解約は成立していますか。

事務局 死亡しているかどうか確認の上、合意解約の処理をしているため、 提出された段階では死亡していないと思われます。死亡している場合 は、相続代表の方からの手続きとなります。再度、システムで死亡し ているかどうかの確認をさせていただきます。

議 長 他にご意見等ございませんか。

無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたが、 この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。 慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定 について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定 について	原案承認
議案第5号	農地法第5条の規定による転用事業計画変更に対する意見 の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年9月7日 午後2時24分